

奈良県告示第二百八十七号

なら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）第十三条第四項の規定により、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年十二月十七日

奈良県知事 山下 真

一 指定管理者となる団体

平川商事・アスカ美装共同事業体 代表構成員 大阪府八尾市志紀町一丁目一一八番地 平川商事株式会社 代表取締役 平川 晴基

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで